

会員の皆様へ

荷主勧告制度の運用拡大について

～ 過労運転や最高速度違反にも本年4月以後適用～

平成20年5月
適正化事業課

平成20年3月28日付けで、国土交通省貨物課長から「軽油価格高騰に対処するための運送業に対する緊急措置」に基づき、今日まで過積載運行の防止を図るため荷主勧告制度の運用がとられていましたが、今度、過労運転や最高速度違反についても荷主勧告制度の運用を拡大する細部通達が下記のとおり発出されましたので、お知らせ致します。

なお、施行日は本年4月1日から適用されます。

記

国自貨第 211号
平成20年3月28日

各地方運輸局自動車交通部長他 あて(単名各通)

自動車交通局貨物課長

「荷主への勧告について」の細部取扱いについて

貨物自動車運送事業法(以下「法」という。)第64条に定める荷主勧告制度に係る事務処理については、これまで、「荷主への勧告について」(平成15年2月14日付け自貨第103号。以下「局長通達」という。)及び「貨物自動車運送事業者の過積載運行の防止に係る荷主への協力要請等の取扱いについて」(平成17年3月25日付け国自貨第140号。以下「旧課長通達」という。)に基づきなされてきたところであるが、今般、旧課長通達を全部改正し、局長通達の細部取扱いとして、下記のとおり荷主勧告の対象となる一般貨物自動車運送事業者等(以下「事業者」という。)の違反行為、荷主へ発出する協力要請書の具体的内容、荷主への協力要請と荷主勧告との関係等について定めたので、平成20年4月1日以降、事務処理に遺漏のないようされたい。

なお、旧課長通達は、本年3月31日限りで廃止する。

記

1 荷主勧告の対象となる事業者の違反行為について

荷主勧告の対象となる事業者の違反行為は、法第17条第1項に違反する行為は 事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な措置義務違反(以下「過労運転」という。)を、法第17条第2項に違反する行為は過積載による運送の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載による運送の指示(以下「過積載運行」という。)をそれぞれ指すが、法第17条第3項に違反する行為のうち荷主勧告の対象とするものは、貨物自動車運送事業

輸送安全規則第10条第1項の違反であって、道路交通法第22条に規定する事業用自動車の運転者の最高速度違反に係るもの（以下「最高速度違反」という。）とする。

2 協力要請書について

事業者の違反行為の防止に関して、荷主への協力要請書を発出する。

(1) 発出要件

ア 協力要請書は、運輸支局（運輸監理部を含む。以下同じ。）又は地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）の監査において、違反行為を行った事業者に対して法第33条の規定に基づき、過労運転、過積載運行又は最高速度違反の行政処分を行い、2(2)に該当する場合に発出する。

ただし、過積載運行については、積合せ貨物の運送を行う場合は除く。

イ 警告的内容の協力要請は、過去3年間に1回、事業者の過労運転、過積載運行又は最高速度違反の防止に係る一般的内容の協力要請書を発出した荷主に対して行うものとする（ただし、2(2)イ(イ)の場合を除く。)

(2) 具体的内容

ア 過労運転の場合

事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために荷主の協力を要請しようとする場合には、以下のとおりとする。

(ア) 違反となる運送行為の荷主が特定できた場合は、手待ち時間を発生させないなど過労運転防止の措置を求める一般的内容の協力要請書（様式1-1）を発出する。

(イ) 手待ち時間の削減などについて改善が認められず、結果として貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準（平成13年国土交通省告示第1365号）の遵守などが図られていない場合は、積込みの発注方法の改善や積込みブースの増設等を求める警告的内容の協力要請書（様式1-2）を発出する。

イ 過積載運行の場合

違反となる運送行為の荷主が特定できた場合は、以下のとおりとする。

(ア) 荷主の関与が明らかでない場合は、過積載運行防止の措置を求める一般的内容の協力要請書（様式2-1）を発出する。

(イ) 過積載運行につながるような運送依頼や過積載運行の指示・強要が認められる場合は警告的内容の協力要請書（様式2-2）を発出する。

(ウ) (ア)の協力要請書が発出された後、結果として過積載違反の改善が図られていなかった場合は、警告的内容の協力要請書（様式2-2）を発出する。

ウ 最高速度違反の場合

出発地から目的地までの距離、出発時間、到着時間等を勘案し、以下のとおりとする。

(ア) 違反となる運送行為の荷主が特定できた場合は、最高速度違反の防止に資するため、合理的な到着時間を設定するなどの措置を求める一般的内容の協力要請書（様式3-1）を発出する。

(イ) 合理的な到着時間設定などの改善が認められず、結果として速度違反の改善が図られていなかった場合は、手待ち時間等を踏まえた合理的な到着時間設定などを求める警告的内容の協力要請書（様式3-2）を発出する。

(3) 発出先等

協力要請書の発出先は、貨物の発注主体（支店又は営業所）及び本社とする。

また、協力要請書を発出する荷主の範囲は、真荷主、下請事業者に対する元請貨物利用運送事業者及び貨物自動車運送事業者とする。

3 荷主勧告書について

(1) 荷主勧告書（様式4）の発出要件及び荷主勧告の対象となる荷主の範囲は、局長通達に定めるところによる。（ただし、処分を受ける事業者の違反行為に関わりがあると認められる者に限る。）

なお、荷主勧告の対象とはならない貨物自動車運送事業者に対しては、荷主勧告に代

えて法第22条の2違反を視野に入れ、必要に応じ監査を実施することとする。

(2) 荷主勧告の具体的内容は、事業者の違反行為に応じて、以下のとおりとする。

ア 過労運転の場合

改善基準告示未遵守などの運送形態の改善に資するため、荷主として恒常的かつ長時間の手待ち時間を削減するためなどの措置を講じるよう勧告する。

イ 過積載運行の場合

過積載運行につながるような運送依頼を行わないよう又は過積載運行を指示・強要しないよう勧告する。

ウ 最高速度違反の場合

事業用自動車の運転者による最高速度違反を惹起させないようにするため合理的な到着時間を設定するなどの措置を講じるよう勧告する。

4 協力要請書と荷主勧告との関係について

(1) 荷主勧告は、2(1)により、過去3年間に1回、事業者の過労運転、過積載運行又は最高速度違反の防止に係る警告的内容の協力要請書を発出した荷主に対して行うものとする。

(2) 荷主勧告を行う条件としては、既に発出された協力要請書に係る違反行為と同様の違反行為に対する安全確保命令又は行政処分を行う場合であって、当該違反行為への荷主の関わり方に改善が認められない場合であることとする。

したがって、荷主勧告は、事業者の違反行為ごとに行うものであること、また、警告的内容の協力要請書の発出回数(過去3年間に1回)の算定は、地方運輸局ごとに行うものではないことに留意すること。

(3) 「協力要請書を発出した日」は、協力要請書を発出するべく決裁を行った日とする。

(4) 荷主勧告制度を円滑に運用するため、協力要請書の発出状況につき、台帳を備え付け、管理し、各地方運輸局間での情報の共有化を徹底すること。また、協力要請書の発出に当たっては、荷主会社の所在地を管轄する地方運輸局に対して事前に過去の発出状況の照会を行うこと。

5 本省への稟伺について

各地方運輸局においては、勧告対象となる荷主の選定作業が整った場合は、当該荷主が行う事業の如何にかかわらず、事業者に対する法第23条の規定による命令をする前又は法第33条の規定による処分を行う前に、十分な時間的余裕をもって、荷主勧告を行うこととした経緯を含め本省に対し稟伺すること。

6 関係機関への連絡について

警告的内容の協力要請書の内容が過労運転の場合には、各地方運輸局長から関係都道府県労働局長あて、協力要請を行った旨、協力要請書の写しなどを用い連絡すること。

7 報告

協力要請書の発出状況について、別記様式により年度毎にとりまとめ、翌年度の6月末までに本職宛報告されたい。

附 則(平成20年3月28日 国自貨第211号)

この通達は、平成20年4月1日から施行するものとする。

1 旧課長通達において発出された「2回目の協力要請書」については、本通達による警告的内容の協力要請書が発出されたものとみなし、次に勧告を行うものとする。ただし、この場合の勧告を行うことのできる期限は、1回目の協力要請書が発出された日から3年を超えない日までとする。

2 事業者の過労運転及び最高速度違反については、平成20年4月1日以降の違反行為から適用する。

3 この通達の施行日前行われた事業者の過積載運行については、この通達の規定により取り扱うものとする。